

# 栃木県優良デザイン選定事業実施要領

## (目的)

第1 この要領は、栃木県内で製造される商品のうち、デザインの的に優れたもの（以下「栃木県優良デザイン」という。）の選定について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 本事業において「中小企業者」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として

営むもの

2 本事業において「大企業」とは、前項各号のいずれかに該当するもの以外のもの(会社及び個人に限る。)であって事業を営むものをいう。

3 本事業において「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

## (申請要件)

第3 本事業において選定を申請できる事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。ただし、大企業及びみなし大企業は除く。

(1) 次のすべてに該当するものであること。

ア 県内に本店又は主たる事業所を有するものであること。

イ 県内において対象となる商品を生産し又は県内において対象となる商品を開発したものであること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 中小企業者

イ 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所又は商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会若しくは都道府県商工会連合会

ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する都道府県中小企業団体中央会

エ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会

オ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に規定する商工組合又は商工組合連合会

カ エ又はオ以外の、法律に規定する組合又は組合連合会であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの

キ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの

ク 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの

2 本事業の対象となる商品は、自社開発による商品及びパッケージで、毎年度、前年度開始日以降に一般に販売が開始されたもの、又は当該年度末日までに販売予定のものとする。

## (選定の申請)

第4 選定を受けようとする事業者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出する。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 申請に係る商品の概要

(選定)

第5 知事は、事業者から選定申請書が提出されたときは、とちぎデザイン大賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴取し、栃木県優良デザインを選定する。

2 知事は、前項により選定したときは、遅延なくその旨を申請者に通知し、栃木県優良デザイン選定証（様式第1号）を交付する。

(選定の取り消し)

第6 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定事業者の認定を取り消すことができる。

(1) 機能的欠陥等により消費者に著しい損害を与えたとき。

(2) 模倣、盗用等により他社の知的所有権等を侵害していることが判明したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により選定を受けたことが判明したとき。

2 知事は前項の規定により認定を取り消したときは、遅延なくその旨を通知する。

3 知事は第1項の規定による認定の取り消しに際し、審査委員会の意見を聴取し、参考にすることができる。

4 前項の規定による選定の取り消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者が負担する。

(表示)

第7 事業者は、当該認定を受けた商品について、栃木県優良デザインであることを表示することができる。

(県の責務)

第8 県は、認定した商品の周知に努めるものとする。

(庶務)

第9 この要領の施行に関する事務は、産業労働観光部工業振興課において処理する。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成元（1989）年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成18（2006）年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成19（2007）年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30（2018）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4（2022）年4月1日から施行する。